

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度大潟村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	10,000千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	529,455千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	98,995	16,092			2,460	80,443
	障害者福祉事業	61,122	44,480			450	16,192
	高齢者福祉事業	50,692	437		23,690	720	25,845
	児童福祉事業	119,570	48,245		9,020	1,680	60,625
	小計	330,379	109,254		32,710	5,310	183,105
社会保険	国民健康保険事業	17,044	8,583			230	8,231
	介護保険事業	42,170	63			1,140	40,967
	後期高齢者医療事業	42,067	5,507			990	35,570
	小計	101,281	14,153			2,360	84,768
保健衛生	疾病予防対策事業	71,732	1,415	6,000	4,308	1,610	58,399
	診療所事業	26,063				720	25,343
	小計	97,795	1,415	6,000	4,308	2,330	83,742
合計		529,455	124,822	6,000	37,018	10,000	351,615